

問い合わせ：確定申告について／豊橋税務署(☎52・6201 ※自動音声案内)
 市民税・県民税の申告について／市民税課(☎51・2200～2207)

市民税・県民税の申告

■市民税・県民税の申告受付・相談

とき：2月16日(木)～3月15日(水)の月～金曜日午前9時～午後4時 ところ：公会堂

※混雑状況により受付時間を変更する場合や、申告者の書類の準備状況により受け付けの順番を変更する場合あり。

市民税・県民税の申告のみの方は、2月1日(水)から市役所市民税課(西館2階)で受け付け可(上記期間を除く)

■出張受付・相談 ※時間は午前9時30分～正午、午後1時～3時30分

とき	ところ	とき	ところ	とき	ところ
2月20日(月)	老津校区市民館	2月24日(金)	牟呂地区市民館	3月6日(月)	幸校区市民館
	谷川校区市民館	2月27日(月)	西郷校区市民館		二川南校区市民館
	野依校区市民館		二川校区市民館	3月7日(火)	大清水地域福祉センター★
2月21日(火)	東部地区市民館	2月28日(火)	東陵地区市民館★	3月8日(水)	石巻地区市民館★
	大崎校区市民館	3月1日(水)	アイプラザ豊橋★		高豊地区市民館
2月22日(水)	嵩山校区市民館	3月2日(木)	アイプラザ豊橋★		賀茂校区市民館
	前芝校区市民館★		五並地区市民館	3月9日(木)	杉山地区市民館
	天伯校区市民館	3月3日(金)	アイプラザ豊橋★		東陽地区市民館★
2月23日(木)	豊岡地区市民館		吉田方地区市民館	3月10日(金)	本郷地区市民館★
			石巻校区市民館		

★は施設入口から申告会場までがバリアフリー

※車でお越しの方はアイプラザ豊橋(駐車場完備)が便利です

■市民税・県民税の申告が必要な方

平成29年1月1日現在で市内在住かつ所得税及び復興特別所得税の確定申告の義務がなく、次のいずれかに該当する方

- (1) 給与・公的年金等の源泉徴収票に記載されていない控除(下記「申告に必要なもの」④参照)を追加する
- (2) 収入が雇用保険、遺族年金、障害年金などの非課税所得のみ
- (3) 給与所得(退職所得を含む)や公的年金等に係る雑所得以外の所得(営業等、農業、不動産など)がある
- (4) 平成28年中に収入がなかった(市内在住の親族の配偶者控除や扶養控除、扶養親族の対象になっている方を除く)

■市民税・県民税申告書の提出方法

直接または郵送(郵便や信書便)で申告書を市役所市民税課(西館2階〒440-8501 住所不要)

ご確認ください!

○申告に必要なもの ※必ず左ページをご確認ください

- ①申告書、印鑑、計算機器、左ページのマイナンバーカードなど
- ②給与・公的年金の平成28年分源泉徴収票(原本)
- ③事業所得者などは、青色決算書または収支内訳書、その他帳簿書類
- ④雑損・寄附金・医療費・社会保険料・生命保険料・地震保険料・障害者控除を受ける場合は、証明書・領収書・障害者手帳など
- ⑤配偶者(特別)・扶養控除を受ける場合は、配偶者・被扶養者の収入金額がわかるもの、配偶者や扶養親族の方のマイナンバーがわかるもの
- ⑥税金が還付になる場合は、本人名義の預貯金通帳の委任状(本人以外が申告する場合)

ふるさと納税に係る寄附金控除の申告漏れにご注意ください!

平成28年にふるさと納税をした方のうち、ワンストップ特例の適用を申請しており、次のいずれかに該当する方は、確定申告または市民税・県民税の申告で寄附金控除の申告をする必要があります。

- ①平成28年分の確定申告または市民税・県民税の申告をする
- ②ふるさと納税先が6団体以上ある



所得税及び復興特別所得税と市民税・ 県民税の申告期限は3月15日(水)です



所得税及び復興特別所得税の確定申告

平成29年度(28年分)
申告からマイナンバーの
記載が必要です



©豊橋市 トヨッキー

■確定申告の受付・相談

	とき	ところ
A	2月16日(木)～3月15日(水)の月～金曜日、2月19日(日)・26日(日) 午前9時～午後5時※午後4時までにお越しください	豊橋税務署 (大国町 豊橋地方合同庁舎内)
B	2月16日(木)～3月15日(水)の月～金曜日 午前9時30分～正午、午後1時～4時	公会堂 (八町通二丁目)

※Bは東海税理士会豊橋支部税理士による無料税務相談(譲渡所得・山林所得・相続税・贈与税の申告受付・相談は不可)
対象:次のいずれかに該当する方①事業所得、不動産所得または年金以外の雑所得があり、平成27年分の所得金額が300万円以下(消費税の課税事業者の場合は、平成26年分の課税売上高が3,000万円以下の方)②給与所得者および年金受給者

■確定申告が必要な方 ※確定申告が不要でも控除を追加する場合は、市民税・県民税の申告が必要です

- (1) 給与の収入金額が2,000万円を超える
- (2) 給与を1か所から受けていて、各種の所得金額(給与所得、退職所得を除く)の合計額が20万円を超える
- (3) 給与を2か所以上から受けていて、年末調整をしなかった給与の収入金額と、各種所得金額(給与所得、退職所得を除く)との合計額が20万円を超える
- (4) 年金受給者で、公的年金等に係る雑所得の金額から所得控除を差し引くと残額がある(公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつ、その公的年金等の全部が源泉徴収の対象となる場合において、公的年金に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税及び復興特別所得税の確定申告は不要)
- (5) 源泉徴収の対象とならない退職所得(外国企業から受け取った退職金など)がある
- (6) 個人の事業・不動産所得者や土地・建物などを売却し、平成28年分の各種所得金額の合計額が所得控除の合計額より多くなる

■確定申告をすれば税金が戻る方 ※2月15日(水)以前でも豊橋税務署で申告できます

- (1) 災害や盗難、横領により住宅や家財などの資産に受けた損害などについて雑損控除を受ける
- (2) 病気やけがなどで支払った多額の医療費について医療費控除を受ける
- (3) 家屋を住宅借入金等で新築や購入、増改築などをし、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除を受けるなど

■確定申告書の提出方法

直接または郵送(郵便や信書便)で申告書を豊橋税務署(〒440-8504 大国町111 豊橋地方合同庁舎内)

※e-Tax(電子申告)でも提出可。申告書は国税庁ホームページで作成可

共通事項

○今年度の申告からマイナンバーの記入と本人確認書類の提示または写しの添付が必要です

■申告に必要な本人確認書類

確定申告	市民税・県民税の申告	共通事項
申告者の次のいずれかのもの ①マイナンバーカード ②通知カードと身元確認書類 (運転免許証、公的医療保険の被保険者証など) ※税務署以外で申告する場合は①または②の写しが必要	申告者の次のいずれかのもの (写しも可) ①マイナンバーカード ②通知カード(またはマイナンバー記載の住民票)と身元確認書類(運転免許証、公的医療保険の被保険者証など)	[扶養控除、専従者控除などを申告する場合] 扶養親族や専従者のマイナンバーがわかるもの [代理の方が申告する場合] 代理の方の身元確認書類(※)と委任状 ※写真付きでない場合は2つ以上必要 (例/公的医療保険の被保険者証と年金手帳)

